

令和5年度 第1回三田市障害者差別紛争調整委員会

開催の日時	令和5年10月23日(月)10時00分～11時30分
開催の場所	三田市役所3号庁舎 2階 3202会議室
欠席者	無
出席した庶務職員の職及び氏名	共生社会部：鶴福祉共生室長、西脇障害福祉課長、永井障害福祉課係長、山根障害福祉課主任、宮城相談員(障害者基幹相談支援センター)
傍聴者の人数	0人
議題	(1) 委員会の位置付けと役割について (2) 委員会の公開等について (3) あっせんに係る委員会の進め方について (4) 令和4年度の差別事案対応状況等に関する報告 (5) 今後の委員会の開催内容等について
公開・非公開の区分	公開
連絡先	共生社会部 福祉共生室 障害福祉課 電話：079-559-5075 FAX:079-562-1294

会議次第

- 1 開会
- 2 自己紹介
- 3 委員長・委員長職務代理の選出
- 4 説明・協議事項
 - (1) 委員会の位置付けと役割について
 - (2) 委員会の公開等について
 - (3) あっせんに係る委員会の進め方について
 - (4) 令和4年度の差別事案対応状況等に関する報告
 - (5) 今後の委員会の開催内容等について
- 5 その他
- 6 閉会

審議経過

1 開会

- ・室長あいさつ
- ・委員過半数以上の出席につき会議は成立
- ・配布資料の確認等

2 自己紹介

- ・名簿順に各委員の紹介

3 委員長・委員長職務代理の選出

- ・委員長に三田委員、委員長職務代理に福島委員を選出

4 説明・協議事項

(1) 委員会の位置付けと役割について

(2) 委員会の公開等について

◆事務局より資料2～4について説明

決定した内容は以下のとおり

- ① 会議は、あっせんに関する審議調査を除き、公開とする。ただし、会議の内容により委員会の判断で非公開とすることができるものとする。
- ② 会議の取材対応は可能とし、審議会の自由闊達な議論を保障するため、委員会会議事における画像・映像の撮影は禁止とする。
- ③ 傍聴は可能とし、会場の都合等により人数制限を行う。人数制限を行う場合は、審議会開始15分前にくじ引きを行い、入場者を決定する。
- ④ 公開する会議の資料は傍聴者にも同じものを提供する。ただし、個人情報等の非公開情報を含む審議資料は提供しない。
- ⑤ 会議録は発言者名を掲載せず、事務局で内容を要約して作成したものを各委員に確認いただいたのち、委員長に最終確認を経て確定とする。

(事務局)

資料2～4について、何か質問はありますか。

(委員)

資料3-2の資料のうち、①のあっせん申し立ての事案について、「事業者が市内で行う事業に限る」とあるが、「市内」とは事業所の所在地なのか、それとも事業所が行っている「生業」の実施場所を指しているのですか。

(事務局)

三田市民である障害者が、所在地が市内にある事業所において不当な差別を受けた事案対象になります。

(委員)

「申し立ては、原則相談の対応を経た後でなければならない」とありますが、相談を受ける機関は、障害者基幹支援センターが対応するとの認識で良いでしょうか。

(事務局)

そのとおりです。

(委員)

差別紛争調整委員会については、国・県にも設置されていますが、それぞれの位置づけを教えてください。

(事務局)

兵庫県にも設置されていますが、連携しているというわけではありません。当事者が事案に応じて相談先を選択できるという認識を持っています。

(委員)

実際にあっせんの申し立てがあった場合は、理解啓発を進める上でも個人情報に留意した上で公表をしていくべきだと考えているが、その認識で間違いはないでしょうか。

(事務局)

資料4では、会議の公開等についての内容となっておりますが、あっせんに関する調査審議は個人情報等もあり非公開としています。委員がおっしゃるように、広く市民に周知啓発を行うことも重要となりますので、定例的な会議については公開することとしています。また、実際にあっせんを行った場合で相手方となる事業所に対してあっせんを行った際に受け入れてもらえなかった場合等は、事業所の公表を行うこととなります。

(委員長)

障害者差別紛争調整委員会において、あっせんの申し立てができるということについて、市民の方はどの程度認識をされているのでしょうか。

(事務局)

これまで、市ホームページや広報等で積極的な周知は行っておりません。市の窓口や障害者総合相談窓口において相談があった場合に、事業所の対応に納得がいかないとなった場合には、こうした解決方法があるという事をお知らせしている状況です。

(委員長)

相談をもとに調整委員会につながるので、適切な対応につながる流れができているのかについて教えてください。

(事務局)

総合相談窓口の業務において、相談支援専門員との連絡会を毎月1回定期的に行っており、事業所同士の連携をとっておりますので、差別事案等についても情報が滞ることがないよう、対応しているところです。

(事務局)

福祉サービスを利用している人については、事業所間での情報が入りますので、適宜巡回相談等を実施していますが、福祉サービスを利用していない人の現状については、どうしても拾いにくくなると感じています。

(事務局)

本委員会の開催につきましては、議会に対しても公表をしております。また、開催しました会議内容は市ホームページにおいて公表をすることになります。このような形で周知だけすれば良いということではありませんが、広く市民の皆様には伝わるようにしていきたいと思っております。

(事務局)

令和6年4月から民間事業者に対しても合理的配慮の提供が義務付けられるということについて、理解されていない事業者が多いと感じています。厚生労働省が作成しているパンフレットも届いており周知しておりますが、障害のある人の配慮に対する認識について、当事者と事業所側の認識に隔たりが生じないように、今後さらに周知啓発をしていく必要があると思っております。

(委員)

学校現場において合理的配慮という言葉は広がっており理解をしていますが、当事者からの申し出があった場合や、どういったことが過度の負担になるのか等の現場の判断は非常に難しいと思っております。

(事務局)

令和4年12月の市広報誌に障害者週間に合わせ合理的配慮についての特集記事を掲載し市民への周知啓発を図りました。合理的配慮については行政の中でもなかなか浸透していないと感じています。以前、市主催のイベントで聴覚障害者への配慮がされておらず、参加した聴覚障害者からは、「ステージ上で何を話されていたのかが分からず残念だった」とお伺いしたことがあります。こうしたこともあり、まずは行政から意識を変えていかなければいけないと思っております。

(3) あっせんに係る委員会の進め方について

◆事務局より資料5について説明

(事務局)

資料5のとおり、あっせんの要求があってから、相手方にあっせん案の提示をするまでの期間を3か月程度としておりますが、委員会の招集連絡が会議開催の直近となる場合や委員の皆さんとの日程の都合が合わない等が想定されますので、場合によってはオンラインでの会議を行いたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(委員)

原則は対面での会議が望ましいと考えておりますが、どうしても日程が合わない場合などについてはオンラインによる会議も可能だと思います。

(事務局)

分かりました。

(委員)

委員会の第1回の時に申立者の意見聴取を行い、第2回の時に相手方の意見聴取を行うという流れになってはいますが、別日としている理由はありますか。

(事務局)

申立者と相手方が鉢合わせすることがないように、別日としています。

(委員)

例えば、同じ日で午前と午後に意見聴取を行うという方法でも良いと思います。

(委員)

3回の委員会においてあっせん案を確定するのであれば、時間的に厳しいスケジュールとなることが想定されますので、第1回委員会において双方から意見聴取をした方が良いと思います。時間帯等を別にして顔を合わすことがないように、配慮は必要です。その上で2回目の委員会では、検討や調整をしていけば良いのではと思います。

(委員長)

第1回、第2回とありますが、この行程を繰り返すこともあるという理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

そのとおりです。場合によっては、5回、6回となるかもしれませんが、委員の皆さんにおかれても3か月という決められた時間の中で委員会を何回も開催するというのは厳しいと思いますので、ご提案のように一回の委員会で双方の意見聴取を行うなど、臨機応変に対応していきたいと思っております。

(4) 令和4年度の差別事案対応状況等に関する報告

◆事務局より資料について説明

(事務局)

資料6について、何か質問はありますか。

(委員長)

報告していただいた内容は、基幹相談支援センターが窓口となり対応した件数だというのですが、市として令和2年、3年と年度ごとに虐待事案を集計した資料はありますか。他の自治体であれば、最近は虐待としての件数は減少傾向となっている一方で、警察からの通報は増えている傾向にあります。

資料6を見ますと、6件のうち4件は身体障害者の福祉サービスに関係する事案となっています。過去数年の件数を把握することで、今回の報告内容だけでは見えてこないもので、過去の事例を見ることで、例えば精神障害や発達障害に関しての相談が減少しているのでは等の特徴が見えてくると思います。また、これまでに虐待として認定はされていないものの、行政として何かしらの対応をしたという事案があるのではないかなど、その辺りについて少し気になっています。

(事務局)

虐待に関しては、適宜ケース会議を開催し対応しています。令和4年度の虐待を認定した件数は1件となっています。 →【補足資料】

(委員長)

事業所に対する研修等も行われているのでしょうか。

(事務局)

基幹相談支援センターが事業所に訪問し、研修を実施しています。

(委員長)

当事者に対してはどうか。

(事務局)

当事者向けの研修についても基幹相談支援センター主催で開催しており、令和4年度は7事業所を訪問し寸劇での研修を行いました。

(委員)

障害のある人への配慮の好事例集を作成しているとのことですが、どういった内容を掲載されているのでしょうか。今回、事案として報告されている内容について掲載されているのでしょうか。

(事務局)

好事例集については、障害のある人が実際に体験した嬉しかった事例などを掲載しているもので、事案の対応を掲載しているものではありません。

(委員)

実際に起こった差別事案に対してどの様に対応したかということに掲載することで、より理解が進むのではないかと思います。

(事務局)

対応事例を掲載することで、障害の差別に対して相談できる窓口があることを知ってもらえるということは意義があることだと思います。

(事務局)

今回の事案でも言えることですが、事業所を利用している方からの相談が多く、普段は事業所にお世話になっているという思いがあるので、公表はしてほしくないと言われる方が大半ですので、掲載する方法は検討が必要だと思っています。

(委員長)

行政職員が起こした差別が疑われる事案については、そもそも障害のあるなしに関わらず、この様な発言があったということ自体が窓口業務に携わる職員として不適格だと言わざるを得ません。また、市の職員に改善を求めるとありますが、その後どう対応されたのでしょうか。

(事務局)

市職員については当事者への謝罪と今後このようなことが起こらないように改善を求めました。

(事務局)

行政職員が差別または差別と疑われるような言動を発してしまうこと自体、理解が進んでいるとは言えない状況であり、到底あってはならない事だと思っています。市職員に対しては、新任職員研修や新任管理職研修において、これまでから障害福祉に関して時間を設けており、特に今年は実際に障害当事者の親の会などからなる啓発グループを講師として招き、差別解消法等や障害者に対する理解が進むよう取り組んでいるところです。

(5) 今後の委員会の開催内容等について

(事務局)

今後の委員会につきましては、あっせん事案がないとしても、今回行いましたように委員の皆さんにお集まりいただき、1年間の状況等についてご報告をさせていただきたいと思います。

(委員)

西宮市でも同様の委員を務めていますが、あっせんの有無にかかわらず、年次報告の場として委員会を開催しています。三田市においても報告いただきたいと思います。

(委員長)

三田市障害者差別紛争調整委員会を設置した目的をしっかりと把握し、障害者にとって利用しやすいものにしていただければと思います。